

## 墓石等を設置するときの手続きについて

墓石等を設置するときは、以下の手順で行ってください。

1 設計	<b>設置基準に適合するように設計してください。</b> 墳墓設置基準を参照の上、この基準内に適合するように設計してください。
2 施工届	<b>工事着工前に墓園管理所へ届出をしてください。</b> 工事をするときは、事前に墓園管理所へ以下の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市原市墓園内工事施工届</li><li>・ 墓園入門書</li><li>・ 三面図</li><li>・ 市原市墓園施設使用許可証の写し</li></ul> 墓園管理所で書類を審査し、設置基準に適合していることを確認します。
3 着工	<b>工事を着工してください。</b> (工事完了予定日までに施工を完了させてください。)
4 完了検査	<b>工事完了後、墓園管理所で検査を受けてください。</b> 工事が完了したら、書類との相違がないかなどの検査を受けていただきます。
5 完了届	<b>墓園管理所へ工事完了の届出をしてください。</b> 工事が完了し、検査が終了したら、墓園管理所へ以下の書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市原市墓園内工事完了届</li></ul>

### 注意事項

- 1 この手続きは、使用者本人が墓園管理所窓口や墓園管理所にお越しいただく必要はありませんが、施行届には使用者本人の押印が必要です。
- 2 墓石等の設置は、使用許可後2年以内に行ってください。
- 3 墓石等を増設、交換するときなども同様の手続きが必要です。